

令和7年4月1日規程第92号

国立健康危機管理研究機構動物実験等実施規程

国立健康危機管理研究機構理事長  
令和7年4月1日制定

(目的)

第一条 本規程は、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）で定める機関内規程として必要な事項を定めることにより、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）における適正な動物実験等の実施の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この規程において「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 2 この規程において「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
  - 3 この規程において「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
  - 4 この規程において「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に係る業務を統括する者をいう。
  - 5 この規程において「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

(原則)

- 第三条 動物実験等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成十八年環境省告示第八十八号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成十八年六月一日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行われなければならない。
- 一 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することに配慮すること。
  - 二 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

三 科学上の利用に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。

(理事長の役割)

第四条 理事長は、機構における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、機構における動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

- 2 理事長は、適正な動物実験等の実施を図るために必要な事項を検討するため、事業部門の長の求めに応じ、当該事業部門に、動物実験委員会を設置するものとする。
- 3 理事長は、機構において動物実験等を行う事業部門の間の調整、動物実験等に係る施設に関する総合的計画の立案、適正な動物実験等の実施に関する重要事項の諮問及び検証並びに教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質の向上を図るために必要な措置その他動物実験等の実施について必要な措置を講ずるため、動物実験企画調整委員会を設置する。
- 4 この規程に定めるもののほか、機構における動物実験等の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事業部門の長の役割)

第五条 事業部門の長は、所掌する事業部門における動物実験等を管理する。

- 2 動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経て、その申請を承認し、又は却下することについては、事業部門の長が専決処理をすることができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、その内容及び性質に応じ、理事長の決裁を受けるものとする。
- 3 事業部門の長は、当該事業部門において動物実験等を実施する場合には、当該事業部門における動物実験等の設備等の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた本規程の細則の案を作成し、理事長の決裁を受けるものとする。
- 4 動物実験責任者は、機構における動物実験等の実施に当たっては、前項に基づき理事長の定める細則に従い、当該事業部門の長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。